

三重とこわか国体四日市市支給物品等配布要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体及び三重とこわか国体競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員等の便宜を図るとともに、大会の円滑な運営を推進するため、諸物品及び案内資料等（以下「支給物品等」という。）の配布に関して、必要な事項を定める。

2 支給物品等

支給物品等の品目は、大会資料、案内資料等とし、それぞれの細目及び配布対象者ごとの内訳は、別に定める。

3 配布対象者

支給物品等の配布対象者は、次のとおりとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道員等
- (9) その他三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会が必要と認めるもの

4 その他

この要項に定めるもののほか、支給物品等の配布に関して、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和元年7月16日から施行する。